第四条第一項中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五条第三項」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第六十二条第三項」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第五条　核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「研究開発段階炉基準」という。）第十五条第六号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研究開発段階炉規則」という。）第三十二条」を「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第二十六条第六号、研究開発段階用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号。以下「研開炉規則」という。）第八十三条」に改める。

第二条第一項及び第二項中「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号イ」を「研開炉規則第八十三条第一項第二号イ」に改める。

第三条中「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号ロ」を「研開炉規則第八十三条第一項第二号ロ」に改める。

第四条中「研究開発段階炉基準第十五条第六号、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第四号」を「研開炉技術基準規則第三十六条第六号、研開炉規則第八十三条第一項第四号」に、同条第一号中「研究開発段階炉基準第十五条第五号」を「研開炉技術基準規則第二十六条第五号」に改める。

第五条中「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第六号」を「研開炉規則第八十三条第一項第六号」に改める。

第六条中「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第十号」を「研開炉規則第八十三条第一項第十号」に改める。

第七条及び第八条中「研究開発段階炉規則第三十二条第二項」を「研開炉規則第八十三条第二項」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正）

第六条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第二項第四号及び第六号、第七条第三項、第八条第一号ハ、第九条、第十五条第四号及び第七号、第二十四条第一項、様式第二の注4並びに様式第六の備考4」を「第二条第二項第四号及び第六号、第六十七条第三項、第七十八条第一号ハ、第七十九条、第九十条第四号及び第七号、第百三十六条第一項、様式第二の注4並びに様式第八の備考4、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「実用炉技術基準規則」という。）第三十九条第一項第一号及び第四十二条第一項」に改める。

第二条の見出し及び同条第一項中「第一条第二項第四号」を「第二条第二項第四号」に改める。

第三条の見出し中「第一条第二項第六号」を「第二条第二項第六号」に改め、同条第一項中「第一条第二項第六号」を「第二条第二項第六号」に改め、実用炉技術基準規則第四十二条第一項」に改める。

第四条の見出し中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第一項中「第七条第一項の表第四号イ」を「第六十七条第一項の表第四号イ」に、「第七条第一項の表第四号ハ」を「第六十七条第一項の表第四号ニ」に改め、同条第二項中「第七条第一項の表第四号ニ」を「第六十七条第一項の表第四号ホ及びヘ」に改め、同条第三項中「第七条第一項の表第四号ホ及びヘ」を「第六十七条第一項の表第四号ホ及びヘ」に改める。

第五条中「第八条第一号ハ」を「第七十八条第一号ハ」に改める。

第六条第一項中「第九条第一項第一号」を「第七十九条第一項第一号」に、同項第三号中「原子炉設置者又は」を「発電用原子炉設置者又は」に、「第四十三の三の三第一項」を「法第四十三条の三の三十三第一項」に、「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第二項中「第九条第一項第一号」を「第七十九条第一項第一号」に改める。

第七条中「第九条第一項第二号」を「第七十九条第一項第二号」に改める。

第八条中「第九条第二項」を「第七十九条第二項」に改める。

第九条中「第十五条第四号及び第七号」を「第九十条第四号及び第七号」に、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号」に改める。

第十条中「第二十四条第一項」を「第百三十六条第一項」に改める。

（運転責任者に係る基準等に関する規程の一部改正）

第七条　運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年経済産業省告示第五百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第三号」を「第八十七条第三号」に、同条第一号及び第二号中「原子炉」を「発電用原子炉」に、同条第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、同条第四号中「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、同号イ中「原子炉」を「発電用原子炉」に、同号ハ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二条中「第十二条第四号」を「第八十七条第四号」に改める。

第三条第一項中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

（安全上重要な機器等を定める告示の一部改正）

第八条　安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十一条の二第一項」を「第八十二条第一項」に改める。

表の上欄第一号㈣及び第二号㈣中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示の一部改正）

第九条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中欄中「及び原子炉施設」を「、試験研究用等原子炉施設及び発電用原子炉施設」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

（溶接安全管理審査員資格研修）

第三条の二　検査省令第三条の二第一号から第五号までの原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。ただし、検査省令第三条の二第三号及び第四号に掲げる者については同表上欄第一号から第三号まで及び第五号に掲げる科目を履修することを要しない。

科目	内容	研修時間
一　発電用原子炉施設に係る機械又は器具の構造、材料等	原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の材料、構造及び機能	五時間
二　溶接技術	溶接材料、溶接設計、溶接施工、溶接管理及び溶接設備	十時間
三　非破壊検査技術	放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験及び浸透探傷試験	五時間
四　経営工学	日本工業規格Q九〇〇一に係るもの	四十時間